

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱（※）（環境林務課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 1
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課取扱い） 2

道 路 公 社 公 告

- 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告（道路公社取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第347号

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱

水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年鹿児島県告示第92号）の一部を次のように改正する。

第13条中「210円」を「216円」に改める。

第23条第1項中「医療手帳」を「医療手帳を」に、「水俣病被害者手帳」を「水俣病被害者手帳を」に改め、同条第2項中「を除く」を「及び所定疾患施設療養を除く」に改める。

附 則

この要綱中第23条の改正規定は平成26年 3 月 28 日から、第13条の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	都城隼人線	霧島市国分重久字関1464番4地先から同市国分重久字茅落1431番1地先まで	前	7.6～51.2	641.5
		霧島市国分重久字茅落1446番1地先から1431番1地先	前	17.0～56.5	180.0

	まで 霧島市国分重久字関1464番 4 地先から同市国分重久字 茅落1431番 1 地先まで	後 後	9.2~56.5 14.6~56.5	614.2 598.6
桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2586番 5 地 先から2584番 2 地先まで	前 後 後	5.7~26.5 5.7~26.5 12.3~51.0	980.0 980.0 953.6
西之表南種子 線	熊毛郡中種子町増田字下ノ 園4200番 6 地先から同町増 田字西ノ園4234番地先まで	前 後	11.0~20.0 11.0~18.7	80.0 80.0
伊仙亀津徳之 島空港線	大島郡伊仙町大字目手久字 場古長1846番 1 地先から 1836番 1 地先まで	前 後	7.1~13.2 10.5~13.2	207.9 207.9
荘上鯖淵線	出水市高尾野町下水流字榊 木丸134番 1 地先から139番 2 地先まで	前 後	8.6~18.6 8.6~20.1	73.8 73.8
出水高尾野線	出水市高尾野町上水流字堀 田302番 1 地先から同市高 尾野町上水流字前畑1286番 5 地先まで	前 後	8.8~11.3 8.8~13.7	186.8 186.8
十三谷重富線	始良市船津字川崎1493番 2 地先から同市船津字立元 944番 2 地先まで	前 後	5.7~14.9 12.7~30.3	574.3 570.2
曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字小 才行581番 2 地先内	前 後	22.6~31.9 30.9~35.8	23.0 23.0

鹿児島県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	都城隼人線	霧島市国分重久字関1464番 4 地先から同市国分重久 字茅落1431番 1 地先まで	平成26年 3月28日
	桜島港黒神線	鹿児島市黒神町2584番61地先から2584番 2 地先まで	
	国分霧島線	霧島市国分広瀬三丁目1096番 2 地先から699番 4 地 先まで	
		霧島市国分広瀬三丁目715番 3 地先から同市国分広 瀬二丁目528番 1 地先まで	
	伊仙亀津徳之島 空港線	大島郡伊仙町大字目手久字場古長1846番 1 地先から 1842番 1 地先まで	
	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字仁田迫4390番 3 地先から4372番 1 地先まで	
	荘上鯖淵線	出水市高尾野町下水流字榊木丸134番 1 地先から139 番 2 地先まで	
出水市高尾野町上水流字井の上1361番 1 地先から同		平成26年	

	市高尾野町上水流字伊勢屋敷832番 3 地先まで	3 月 31 日
出水高尾野線	出水市高尾野町上水流字堀田302番 1 地先から同市高尾野町上水流字前畑1286番 5 地先まで	
十三谷重富線	始良市船津字川崎1493番 2 地先から同市船津字前田983番 1 地先まで	平成26年 3 月 28 日
曾津高崎線	大島郡宇検村大字阿室字小才行581番 2 地先内	

鹿児島県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	穎娃川辺線	南九州市知覧町瀬世字初穂2632番 1 地先から同市知覧町瀬世字鶴畑2416番 3 地先まで	前	6.6~18.9	500.0
			後	10.8~21.9	500.0
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字中原5394番 4 地先から同市穎娃町別府字土取ヶ尾8471番 8 地先まで	前	8.1~19.5	507.8
			後	12.6~25.1	510.3

鹿児島県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	穎娃川辺線	南九州市知覧町瀬世字初穂2632番 1 地先から同市知覧町瀬世字鶴畑2416番 3 地先まで	平成26年 3 月 28 日

鹿児島県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 3 月 28 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣喜入線	南九州市穎娃町上別府字茶屋場4844番3地先から同市穎娃町上別府字下谷4955番2地先まで	前後	7.8～17.6 11.5～19.7	737.6 727.3
	打木谷白沢津線	枕崎市別府字新蔵竿下18127番3地先から同市別府字草切平東18032番2地先まで	前後	5.9～9.7 11.8～13.6	125.0 125.0

鹿児島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	打木谷白沢津線	枕崎市別府字新蔵竿下18127番3地先から同市別府字草切平東18032番2地先まで	平成26年 3月28日

道 路 公 社 公 告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は、平成26年4月1日からとする。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県道路公社理事長 中野義一

1 指宿有料道路（Ⅱ期）

料金の項中普通車の表、大型車（Ⅰ）の表及び大型車（Ⅱ）の表を次のように改める。

普 通 車

谷 山	100	250	410	630
	錫 山	150	310	530
		川 辺	160	380
			知 覧	220
				穎 娃

大 型 車 （Ⅰ）

谷 山	150	370	640	960
	錫 山	220	490	810
		川 辺	270	590
			知 覧	320
				穎 娃

大 型 車 （Ⅱ）

谷 山	430	910	1,510	2,270
	錫 山	480	1,080	1,840
		川 辺	600	1,360
			知 覧	760
				穎 娃

2 指宿有料道路（Ⅲ期）

料金の項の表を次のように改める。

（通行1台1回につき 単位：円）

車種別 料金（区間）	普 通 車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等
料金（山田～田上）	320	490	1,140	200